

「共同親権」父母ら賛否

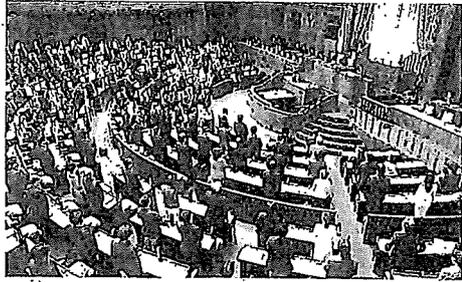
改正民法成立

離婚後も父母双方が子どもの親権を持つ「共同親権」の導入を柱とする改正民法などが17日、参院本会議で与野党の賛成多数で可決、成立した。離婚後の親権者を父母の一方に限る現在の「単独親権」の仕組みを1947年の導入以来、77年ぶりに見直す。父母双方が子育てに責任を持つことで子どもの利益を確保する狙いがあるが、子を持つ親からは賛否様々な声が上がった。2026年度までに施行される見通しだ。

■合意で選択可能

この日成立した改正法では、父母が協議で合意すれば共同親権を選択できる。協議が調わない場合は家庭裁判所が親権者を判断するが、一方の親から子への虐待や、父母間のDV(家庭内暴力)の恐れがある場合は単独親権としなければならないと規定する。

共同親権となった場合、子どもに関する事柄は原則として父母双方で決める。ただ、習い事など「日常の行為」や、緊急の手術など「急迫の事情」がある場合は、一方の親だけで決められる。施行前の離婚ですでに単独親権となっている場合でも、家裁に親権者変更の申し立てをして認められれば



「共同親権」の導入を柱とした改正民法などが賛成多数で可決、成立した参院本会議(17日午後、国会)

共同親権に変更できる。

■両親で子育て

10代の娘2人と離れて暮らす大阪府の男性(53)は「離婚しても子どもの親であることに変わりはない。

「離婚後も責任果たす道」

「DV続けば逃げ場ない」

◆改正民法のポイントと親権行使の方法

	父母が話し合いで共同親権か単独親権かを選ぶ。合意できない場合は家裁が決める
	DVや虐待の恐れがあれば、家裁が必ず単独親権とする
	法施行前の離婚でも、家裁が認めれば共同親権に変更できる

取り決めがなくても最低限の養育費を請求できる制度を創設

共同親権となった場合の意思決定

父母双方で決める	例)進学先、引越
一方の親で決められる	日常の行為 例)食事など身の回りの世話、習い事
	急迫の事情 例)緊急手術、DVや虐待からの避難

どで少しでもサポートしたい」と願ってきたが、かなわなかったという。

「社会全体が父親の育児参加を促しているのに、離婚したら一方の親を排除する仕組みはおかしい。別れ

でも子どもは両親で育てるといふ機運が高まることに期待したい」と話す。

■おびえる妻
一方、改正法に強く反対してきたのが、DV被害者

やその支援団体だ。

「DVが続き、逃げ場がなくなる。改正法は恐怖でしかない」。4月の衆院法務委員会で参考人として意見を述べたDV被害者の女性は、強い懸念を示す。

夫から子どもの前で罵倒されたり、物を投げられたりして別居した。5年前、家裁に離婚調停を申し立てたものの、その後裁判もつれ、現在も離婚は成立していない。

改正法は、DVや虐待の恐れがあれば、家裁は一方のみを親権者としなければならないと定めたが、女性には「家裁がDVをきちんと

認定せず、共同親権を強制するかもしれない」と指摘。すでに離婚した父母も、家裁に申し立てて認められれば共同親権に変更できるため、「いつ相手が申し立てをしてくるか、被害者はおびえながら暮らさざるを得ない」とも話した。

政府は改正法を不安視するDV被害者らに対応するため、相談支援の充実を図る。裁判所も民事担当の裁判官を家事担当に振り分けるなど、体制整備を検討している。

共同親権は親としての責任を果たす道だ」と述べ、改正を歓迎した。

元妻は10年以上前に娘たちを連れて自宅を出た。離婚訴訟では元妻が親権者に決まった。男性は「進学な